様式第２－２号　令和８年度　保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表（後期高齢者支援金分）

１　概　要

この様式は、保険基盤安定負担金の交付を受けるため、当該市町村の賦課期日現在における世帯について、当年度10月31日までに軽減世帯であることが明らかである保険料の軽減総額（一般被保険者分）に基づき作成すること。（国民健康保険の事務費負担金等の交付額の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第６条の３）

作成時期は、国より9月頃、交付申請について通知されるので、これにより作成し、作成データとともに11月中旬迄に都道府県（国）へ提出すること。

ただし、令和8年4月1日以前に市町村合併を行っており、かつ、不均一賦課を行っている市町村については、様式第２－２号附表（その１）～（その４）、様式第２－２号附表（その１）続き～（その４）続きを作成のうえ、この様式を作成すること。

２　項目説明

（注）以下の項目説明中、被保険者及び世帯については後期高齢者支援金分にかかるもののみとする。

項番	項　目　名　称		説　　明
#011	全被	世帯数	当年度賦課期日現在における世帯数及び被保険者数であって、当年度10月31日までに把握したものを入力すること。
#012	保分	被保険者数	
#013 ～ #016 #013A ～ #016A #013B ～ #016B	軽減世帯数		算定省令第６条の３の規定に準じ、その規定に該当する世帯（擬制世帯主の所得を含む）であって、当年度10月31日までに軽減対象であることが明らかとなった軽減割合毎の軽減世帯数を入力すること。
#017 ～ #020	軽減被保険者数		（#013～#016）に準じ、当年度10月31日までに軽減対象であることが明らかとなった軽減割合毎の軽減被保険者数を入力すること。
#022	当年度応益割合		当年度保険料（税）算定額に占める「均等割額＋平等割額」の割合
#041	軽減割合区分		当年度の軽減割合区分が、７・５・２軽減割合の場合・・・「１」、 ６・４軽減割合の場合・・・「２」、 ５・３軽減割合の場合・・・「３」を入力すること。
#023 ～ #030	賦課期日現在の世帯数及び被保険者数〔非自発的失業分（再掲）〕		全被保険者分(#013～#020)のうち、非自発的失業分の再掲であること。
#056 ～ #060	保険料（税）算定額		当年度10月31日までに把握した〔賦課期日現在の世帯に係る全被保険者分の保険料（税）算定額〕を、均等割（保険料軽減前）、平等割（保険料軽減前）、所得割、資産割毎に入力すること。 また、賦課限度超過額を入力すること。
#071	当年度１人（１世帯）当たり軽減基準額		当年度における条例の規定による１人当たりの軽減基準額を入力すること。

項番	項目名称		説明
#078	基準単価	７割(６・５割)軽減額	１人当たり軽減基準額(#071)に軽減割合(７割(６・５割))を乗じて得た額。
#079		５割(４・３割)軽減額	１人当たり軽減基準額(#071)に軽減割合(５割(４・３割))を乗じて得た額。
#080		２割軽減額	７・５・２軽減割合の場合のみ１人当たり軽減基準額(#071)に軽減割合(2割)を乗じて得た額。
#081 ～ #090 #081A ～ #090A #081B ～ #090B	基準単価算出基礎表〔世帯別平等割額〕		基準単価算出基礎表の被保険者均等割額 (#071～#080)に準じて世帯別平等割額に関する事項を入力すること。
#091	7割(6･5割)軽減額	均等割額	基準単価(#078)に被保険者数(#017)を乗じて得た額であること。
#092 #092A #092B		平等割額	基準単価(#088、#088A、#088B)に世帯数(#013、#013A、#013B)を乗じて得た額であること。
#093		小計	均等割額(#091)と平等割額(#092、#092A、#092B)の計であること。
#094	5割(4･3割)軽減額	均等割額	基準単価(#079)に被保険者数(#018)を乗じて得た額であること。
#095 #095A #095B		平等割額	基準単価(#089、#089A、#089B)に世帯数(#014、#014A、#014B)を乗じて得た額であること。
#096		小計	均等割額(#094)と平等割額(#095、#095A、#095B)の計であること。
#097	２割軽減額	均等割額	基準単価(#080)に被保険者数(#019)を乗じて得た額であること。
#098 #098A #098B		平等割額	基準単価(#090、#090A、#090B)に世帯数(#015、#015A、#015B)を乗じて得た額であること。
#099		小計	均等割額(#097)と平等割額(#098、#098A、#098B)の計であること。
#100	軽減基準額合計		全被保険者分に係る保険料（税）軽減額の合計であること。
#111 ～ #120	基準額算出基礎表〔非自発的失業分（再掲）〕		全被保険者分(#091～#100)のうち、非自発的失業分の再掲であること。